平成２９年（ヨ）第６５１号　原発運転差止仮処分命令申立事件

決　定　要　旨

主　文

1　本件申立てを却下する。

2　申立費用は債権者の負担とする。

理　由　の　要　旨

第１　事案の概要

本件は，債権者が，原子力発電所である高浜発電所３号機及び４号機（以下併せて「本件原発」という。）を設置している債務者に対し，本件原発が北朝鮮より弾道ミサイル（以下「ミサイル」という。）で攻撃された場合には，放射性物質が大量に放出されて債権者の人格権（債権者の生命，身体，健康及び平穏生活権）が侵害されると主張して，人格権に基づく妨害予防請求として，稼働中の本件原発の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分命令を求める事案である。

第２　争点

1　本件申立ては不適法か。

2　本件原発が北朝鮮によるミサイルでの攻撃（以下「ミサイル攻撃」という。）を受けた場合に，放射性物質が大量に放出されて債権者の人格権が侵害されることを理由として，本件原発の運転を仮に差し止めることができるか。

(1)　本件差止請求の要件と疎明責任

(2)　考慮要素

ア　北朝鮮が本件原発をミサイルで攻撃する具体的危険があるか。

イ　本件原発がミサイル攻撃を受けた場合に，放射性物質の大量放出が生じる具体的危険があるか。

ウ　想定される放射性物質の大量放出によって，債権者の人格権が侵害される具体的危険があるか，本件原発の運転の有無によりその危険性に有意な

差があるか。

3　保全の必要性があるか。

第3　当裁判所の判断

1　争点1（本件申立ては不適法か。）について

破壊措置命令の発令等の事実は，いずれも疎明が不可能であるとはいえないから，これらの事実に仮処分命令の発令及び効力の消滅を係らしめていることをもって，本件申立てが不適法ということはできない。

2　争点2（本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受けた場合に，放射性物質が大量に放出されて債権者の人格権が侵害されることを理由として，本件原発の運転を仮に差し止めることができるか。）について

(1)　本件差止請求の要件と疎明責任について

本件の被保全権利は，債権者の人格権（債権者の生命，身体，健康及び平穏生活権）に基づく妨害予防請求権である。一般に，実体的権利に基づく妨害予防請求権が認められるためには，少なくとも，当該実体的権利が違法に侵害される高度の蓋然性が認められることが必要であり，債権者において，これについて主張，疎明責任を負うと解される。

本件では，債権者は，本件原発の設置や平常時における運転の危険性は問題とせず，北朝鮮によるミサイル攻撃を受けることに起因する本件原発の危険性のみを主張するところ，その判断のためには，前記第2の争点2において考慮要素として提示した各具体的危険があることがいずれも一応認められる必要がある。

そして，疎明責任については，債権者が，北朝鮮によるミサイル攻撃のような他国からの武力攻撃という特別な事態が生じ得ることを理由に，債務者による本件原発の運転が違法であり，債権者の人格権が近い将来侵害されるおそれがあるとして，妨害予防請求権に基づく差止めを求めるのであるから，債権者において，少なくとも，近い将来特別な事態が生じ得ること，即ち，

考慮要素のうち，北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する具体的危険があることを疎明する必要があると解するのが相当である。なお，発電用原子炉施設の設置主体である事業者が，北朝鮮からのミサイル攻撃のような他国からの武力攻撃に関しては，専門的技術的知見及び資料を十分に保持しているとは認められないことに照らしても，北朝鮮からのミサイル攻撃の危険性に関し，債権者の主張するような疎明責任の転換あるいは債権者の人格権侵害があるとの事実上の推定が認められたり，債権者の疎明責任が軽減されたりすると解することはできない。

(2) そこで，近い将来，本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受ける具体的な危険があるといえるかについて検討する。

ア　北朝鮮によるミサイル攻撃を含め，我が国に対する外部からの武力攻撃がどの程度具体的に想定される場合に，原子力発電所の運転を停止させるべきかについて，我が国における法制度等によると，原子力発電所は，①政府が武力攻撃事態に至っていると判断した場合には，当該原子力発電所が警報の発令の対象地域内であるときは直ちに，地域を定めずに警報が発令されたときは状況及び必要に応じて，原子力規制委員会によって運転停止が命じられ，②政府が武力攻撃予測事態に至っていると判断した場合においては，状況及び必要に応じて，原子力規制委員会によって運転停止を命じられるとされているのであり，③武力攻撃予測事態に至っていない場合には，突発的に武力攻撃が発生した場合等，特に緊急を要するときに，事業者の自主判断により，原子力発電所の運転停止を検討し得るにとどまるとされている。

このように，政府による判断と原子力発電所の運転停止との関係についてみると，我が国の法制度では，少なくとも武力攻撃予測事態に至って初めて，運転停止命令が検討されるところ，このような法律等に基づく対処の枠組みは，電力の安定的な供給や事業者による原子力発電施設を

利用した事業運営を図りつつ，武力攻撃による放射性物質の放出から国民の安全の確保を図るという点で，合理的であり，本件原発が北朝鮮によるミサイル攻撃を受ける具体的危険があるか否かを検討するに当たって参考になる。

イ　そして，このような意味で具体的危険があるか否かを判断するに当たっては，国際情勢や軍事力等に関する各種の情報を基に，総合的に分析・評価することになり，これは，外交・防衛に関する高度に専門的な判断とならざるを得ないところ，政府は，北朝鮮のミサイル開発等は，我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であるとの認識を示してはいるものの，現時点において，武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のいずれも認定していない。

また，北朝鮮が我が国を射程に収めるミサイルを保有・開発し，ミサイルの発射実験を繰り返していることが認められるが，北朝鮮が，近い将来に他国をミサイルで攻撃するかどうか，我が国をミサイル攻撃するかどうか，ミサイル攻撃をする場合に本件原発を狙うかどうか，本件原発を狙った場合にそれが本件原発付近に着弾するかどうかは，認定事実や本件の疎明資料では，いずれも明らかでないと言わざるを得ず，武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に相当する状況にあると認めることもできない。

(3)　これに対し，債権者は，ミサイル攻撃の特殊性（発射後短時間で着弾すること，事前の予知が困難であること等）を踏まえて，武力攻撃事態等に至らない場合であっても，政府が破壊措置命令（自衛隊法８２条の３第３項又は第１項に基づくもの。）を常時発令している事実に照らせば，他国から急にミサイル攻撃されるおそれがあると主張する。

しかし，仮に，現時点において破壊措置命令が発令されているとしても，自衛隊法８２条の３第１項の破壊措置命令は我が国にミサイル等が飛来するおそれがあるときに，同条３項の破壊措置命令はミサイル等が我が国に飛来

するおそれがあるとまでは認められない場合のうち一定の場合に，それぞれ発令され得るものであるところ，そこでいう我が国にミサイル等が飛来するおそれがある場合とは，武力攻撃の具体的危険を前提としているとはいえない上，その対象としても本件原発又はその周辺に飛来するおそれを前提とするものでもないから，破壊措置命令が発令されていることから直ちに，北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する具体的危険があるということはできない。

したがって，債権者の上記主張は採用できず，他に上記具体的危険を一応認めるに足りる疎明資料もない。

(4) 以上によれば，北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する具体的危険があることについて，疎明されたとはいえない。